

2011年6月7日

米国内国歳入庁 御中

日本証券業協会

Notice 2011-34 に対する意見・要望

I. はじめに

日本証券業協会（以下「日証協」という。）は、去る4月8日に米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）より公表された、外国口座税務コンプライアンス法（The Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）の規定及び行政上の解釈や施行に関するガイダンス（Notice 2011-34）について、意見書を提出する機会が与えられたことに感謝する。

日証協は、金融商品取引法第67条の2第2項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた組織であり、我が国の金融商品取引に関する自主規制機関として、また、我が国の証券界を代表する業界団体としての機能をハイブリッドに有している。日証協は、金融機関の行う有価証券の取引を公正かつ円滑ならしめ、金融業界の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的に、自主規制ルールの制定・実施、自主制裁の発動、各種の政策的な提言など、様々な活動を行っており、日本で活動する全ての証券会社を始め500社を超える金融機関がその会員となっている。

日証協は、昨年、米国においてFATCAが成立した背景及び租税回避行為の抑制・排除に向けた国際的な協力体制の枠組みの重要性について理解している。その上で、今回のガイダンスについては、金融機関の負担削減のために各種の配慮がなされている点について全体的に評価しているが、一方で、パススルー額の取扱いなど、我が国の法制度上・実務上の両面から対応が不可能とも考えられる規定や、コストとベネフィットの観点から著しくバランスを欠くと思われる規定が存在しており、強い懸念を感じている。

言うまでもなく、FATCAの最終的な目的を達成するためには、各国FFIの協力が不可欠であり、米国内国歳入庁のデューディリジェンスを始め、各国FFI

にとっての実務上のフィージビリティが確保されることが何より重要である。そうしたフィージビリティが考慮されないまま FATCA が施行されるとすれば、FATCA の目的を達成できないだけでなく、各国 FFI が米国資産への投資を縮小、あるいは無にせざるを得ない状況になることも懸念される。そうした状況を回避するためにも、日証協を始め各国の各団体・金融機関が提出する意見及び要望については、真摯に検討されることを強く要望する。

現在、租税回避防止のための国際的協力体制強化は、OECD においてもその必要性が認識されているところであるが、本来、こうした枠組みの構築は、各国政府レベルの協議を通じた国際的合意を踏まえて、各国における協調的な国内法制化とともに進める、というプロセスによって実現されるべきものであると考える。ついては、今回のガイダンスを含めた FATCA の具体的な制度構築にあたっては、米国当局である IRS と各国の民間金融機関との間の対話だけでなく、OECD や G20 の金融安定理事会（FSB）など、主要各国の当局間における対話の枠組みも積極的に利用していただきたい。

各項目ごとの意見・要望は、Ⅱ．以降で説明を行うこととするが、そのうち、我が国証券界として特に要望したいことは、「Ⅱ． 5．パススルー額」、「Ⅱ． 1．プライベートバンキング口座」及び「Ⅱ． 2．参加 FFI による既存個人口座の検出手続（7）及び（8）」であり、我が国証券会社、金融機関の実務対応面において、過度な負担が生じることのないよう特段の配慮をいただきたい。

Ⅱ．各項目の意見・要望事項

本項では、ガイダンスの流れにそって、各項目について意見・要望を述べたい。

1．プライベートバンキング

FATCA については、米国人富裕層による租税回避を防止することを目的として理解している。今回提示されたプライベートバンキングの定義（例えば、セクション I A. 1. (3) (D) における「not generally provided to account holders」とされる投資アドバイスや、「in addition to the information ordinarily gathered」とされる情報の定義など）の解釈によっては、我が国証券会社における通常の担当者を付けた営業活動がプライベートバンキングに含まれてしまう可能性があり、FATCA の制定の趣旨

に鑑みれば明らかに過剰であることを踏まえ、プライベートバンキングに該当するかの判定に関しては以下の点を要望する。

- (1) セクション I A. 1. (2) の「プライベートバンキング口座」の定義に、口座の残高が100万ドル以上であることを前提条件として加えること
- (2) セクション I A. 1. (3) の(A)～(D)については、「全て」(and)を満たすものとする
- (3) セクション I A. 1. (3) (A)については、単に「プライベートバンキング」や「ウェルスマネジメント」などの呼称で扱われているということのみをもって「プライベートバンキング部門」該当するという考え方を採用しないこと
- (4) セクション I A. 1. (3) (B)については、顧客の収入、資産の基準は顧客からの自己申告によるものとし、顧客が「資産家」に該当するか否かは各証券会社の定義に基づく分類を尊重すること
- (5) セクション I A. 1. (3) (D) の(i)及び(ii)については、「全て」(and)を満たすものとし、さらに「特段の事情がない限り同一の担当者が顧客の生涯にわたり継続的に担当を任せられ、自社及び系列会社以外の金融機関が取り扱う金融商品についても投資助言を行うこと、並びに預かり資産の残高をベースに報酬を受け取ること」を共通(and)の条件として加えること
- (6) セクション I A. 1. (4)については、(3) (D) の(i)及び(ii)の条件並びに上記(5)で提案した条件について、「全て」(and)を満たすものとする

上記のうち、特に(1)については、「USA Patriot Act」上の“private banking account”の定義において100万ドル以上とされていることとの平仄の観点からも、我が国証券界から強く要望する。

2. 参加 F F I による既存個人口座の検出手続

今回示された「参加 FFI による既存個人口座の検出手続」については、前回ガイダンスの内容に比べ改善されており歓迎したい。

しかし、それでもなお実務的に多大な負担が生じる懸念があることから、以下の(1)から(8)のとおり、要望したい。

(1) 既存個人口座の検出手続に使用する書類等

(i) 確認書類の範囲について

セクション I A.2.における「参加 FFI は、これらの手続きに従って収集された書類あるいは口座保有者のファイルに保存されていた書類に、その書類が依拠できないと知っているか、知る理由がある場合を除き、依拠することができる。」の解釈として、顧客が特定米国人であるか否かは証券会社の通常業務の範囲内において入手した書類に基づき判定すればよく、顧客に対して改めて米国人であるかを確認する必要はないことを明確化していただきたい。

また、既存個人口座の検出手続については、各ステップにおいて、対象と判別された場合の確認書類等の徴求等について期限が設けられているが、特に非居住口座の場合、顧客と連絡が取れるまで時間がかかるケースも多いため、顧客と連絡が付いた日から起算した期限としていただきたい。

(ii) 顧客口座の名寄せについて

セクション I A.2. では、口座残高の算定に際し、既存のコンピュータシステム等において口座の一部又は全部が共通の所有者により相互に関連する口座については、単一の口座として取り扱わなければならないことが示されている。我が国証券会社においては、関連会社間だけでなく同一会社内であっても、支店の当地における法制やシステム上の制約等により、必ずしも名寄せが完全に行えないケースが予想されるため、この解釈として、関連会社間、支店間、あるいは同一支店内であっても様々な要因により別口座として認識されている口座の名寄せ作業は不要であり、かつ、FATCA の施行のために我が国証券会社に新たな名寄せシステムの構築を強いるものではないことを明確化していただきたい。

(2) 居住性概念の導入提案

元々、FATCA 制定の発端となった UBS 事件のケースでは、米国に居住する富裕層が国外の金融機関を利用して租税回避行為を図ったものであったことを踏まえると、FATCA の目的とする捕捉対象も、FFI 所在国に根付いて生活している米国人というよりは、米国に居住しながら国外の金融機関を利用する者を主に想定すべきである。

については、過度なコスト負担を回避しながら脱税行為のリスクが高い顧客層に対して合理的にフォーカスする「リスクベース・アプローチ」の考え方をもう一步推し進め、FFI 所在国の非居住者（FFI が既存の実務において管理区分している非居住者に限る。）については、より厳格な確認が求められるステップ3からステップ5までの適用対象とし、FFI 所在国の居住者については、ステップ4の電子データの検索のみを行うことを提案する。

なお、その際には、① FFI 所在国と米国との間で情報交換条項及び特典制限条項が含まれる租税条約を締結していること、② FFI 所在国における税法等の要請により当該FFI が居住者と非居住者を厳格に区分し管理していること、といった普遍的な基準を設定することにより、この制度を利用できる国を、日本を始め、米国との適切な協調関係や税制の枠組みが整備されている国に限定することも可能であると考えられる。

（3）ステップ1：確認書類徴求済みの米国口座

ステップ1については、「depository account」に有価証券の預り残高が含まれない場合には、証券会社にとってはほぼ無意味な基準となる。ステップ1は、既にW-9を受け入れている顧客について、年次報告の対象外とするための規定と考えられるが、本来、FATCA が補足しようとする米国人富裕層が、自らの資産をどのような形で保有していようととも差異はないはずであることから、「depository account」に有価証券の預り残高が含まれるよう要望する。また、我が国証券会社にとっての過度な負担を軽減し、規制のコスト・ベネフィットの適正化を図る観点から、以下の条件についても併せて要望する。

- ① 残高の閾値を引き上げること（最低でも10万ドル以上）
- ② 円ベース（例：1000万円など）での確認とすること
- ③ 名寄せは行わないこと（各口座ごとの残高確認で足りるとされること）
- ④ 有価証券の評価については各社の基準とすること
- ⑤ 年間に取引（入出金を含む）がなかった口座についても非米国口座として扱うこと

（4）ステップ2：残高5万米ドル以下の口座

ステップ2については、有価証券の預り残高も含まれると理解しており、前回のガイダンスに比較し、前進している点を評価したいが、我が国証券会社にとっての過度な負担を軽減し、規制のコスト・ベネフィッ

トの適正化を図る観点から、上記（3）と同様に以下の条件について要望する。

- ① 残高の閾値を引き上げること（最低でも10万ドル以上）
- ② 円ベース（例：1000万円など）での確認とすること
- ③ 名寄せは行わないこと（各口座ごとの残高確認で足りるとされること）
- ④ 有価証券の評価については各社の基準とすること
- ⑤ 年間に取引（入出金を含む）がなかった口座についても非米国口座として扱うこと

（5）ステップ3：プライベートバンキング口座

ステップ3でプライベートバンキング口座に該当した場合、(A)(ii)において、「自分がサービスを提供する顧客の書類、電子データ、その他の記録を漏れなく確認し、知り得る限りの情報を用いて以下を持つ顧客（関係する家族を含む）を判定する。」こととされているが、その具体的な判定方法を示すと共に、事務手続が煩瑣にならないよう配慮いただきたい。

また、以下の事項について要望する。

- (i) ステップ3 (A)(iii)(a)において、「(A)(ii)(b)か(c)で米国生まれ及び米国内住所を持つと判定された顧客に関しては、米国ステータスを証明するための様式 W-9 か、様式 W-8BEN（又は将来的にガイダンスで制定される代用証書）及び米国以外のパスポート、若しくは類似の政府発行の証拠書類を要求しなくてはならない。」とされているが、顧客が米国税法上の米国居住者に該当するか否かについては、米国当局以外は通常合理的に把握し得ない情報であり、そもそも米国税法上の実質的滞在テスト（Substantial Presence Test：米国滞在183日以上）については、業者が継続的に正確な判断を下すことは非常に困難、かつ金融機関の通常業務の範囲を逸脱するものである。

さらに、米国居住者に該当しない顧客から様式W-8BEN又は米国以外のパスポート等が徴求（確認）できないケースにおいて、証券会社が追跡確認を行うことや、当該顧客を非協力顧客として源泉徴収や口座閉鎖を行うことは不可能に近い。

したがって、顧客の米国居住性を確認する手続きについては削除を要望する。

(ii) ステップ3 (A) (iii) (a)において、「上記(A) (ii) (b)で米国生まれであるにも関わらず非米国居住者である顧客には、なぜ米国市民権を放棄したのか、若しくはなぜ出生時に米国市民権を取得しなかったかの説明がなされた説明書の提出を求める必要がある。」とあるが、これも通常の業務を逸脱しており、対応不可能であることから、削除を要望する。

(iii) ステップ3 (A) (iv)において、「(iv)上記(A) (i)で米国人と判定された顧客、(A) (ii)で米国との関連性があると判定され、かつ(A) (iii) (a)で非米国ステータスを証明しなかった顧客に関して、その顧客と関連のある全ての口座を米国口座として扱う。」とあるが、我が国証券会社は、本協会のレギュレーションにより、本邦居住者の名義を借りて取引を行おうとする非居住者等も含め、仮名取引が厳格に禁止されている。また、我が国証券会社は、当該レギュレーション遵守等の観点から、顧客にジョイントアカウント（共同名義口座）の開設は認めず、出金先となる銀行口座も同一名義人であることを求めている。

そうした状況を是非勘案していただき、「その顧客と関連のある全ての口座」については、あくまで本人名義の口座に限るよう要望する。

(iv) ステップ3 (D)において、「FFIは、書面でなされた要求及び調査の回答を、10年間保存することを徹底しなければならない。」とされているが、各国の法制で書類の保存期限が設定されている場合には、それを尊重していただきたい。例えば、我が国の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」という。）では、本人確認記録や取引記録は、当該取引が終了した日から7年間保存となっており、米国法令であるFATCAにより10年間の保存を義務付けられることは、国内法にもとづく保管義務を超えた対応を求められることになる。

(6) ステップ4：米国と関連性がある口座

(i) 顧客の米国居住性の確認について

上記ステップ3における「(i)顧客の米国居住性の確認」と同様に、米国内住所を持つ顧客に関しては、顧客が米国税法上の米国

居住者に該当するか否かは、米国当局以外は通常合理的に把握し得ない情報であり、そもそも米国税法上の実質的滞在テストについて、業者が継続的に正確な判断を下すことは非常に困難、かつ金融機関の通常業務の範囲を逸脱するものである。

したがって、顧客の米国居住性を確認する手続きについては削除を要望する。

(ii) 既存の情報システムの活用について

ステップ4において、参加FFIは既存の顧客データ管理システムで電子検索が可能な範囲での対応が求められることと理解している。つまり、FATCAに対応するためだけの新たなシステム改変、構築などの対応は不要であると認識しているが、その点を明確化していただきたい。

また、国籍及び居住地に関する情報の電子検索の可否については、データベース上に当該項目の「フィールド」が存在するかどうかで判断すべきだと考える。すなわち、直接的なフィールドが存在しない場合において、周辺情報を基にキーワード検索等を駆使して探し出すことまでは求められていないことを明確化していただきたい。

(7) ステップ5：残高50万米ドル以上の口座

・ リスクベース・アプローチの徹底について

プライベートバンキング口座に関しては、入念なデューディリジェンスを行うことに鑑みると、そのほかの口座（非プライベートバンキング口座）に対するデューディリジェンスについては、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、簡素化されるべきと考える。具体的には、非プライベートバンキング口座については、ステップ4で電子データを検索するのみでFATCAの目的は達成されるため、ステップ5（高額口座に関するデューディリジェンス）は行わないこととしていただきたい。

しかしながら、どうしても何らかの形でステップ5として入念なデューディリジェンスのための基準を設けるのであれば、FATCAが米国人富裕層による租税回避を防止することを目的としていること、及び我が国証券会社の過度な事務負担の軽減の観点から、以下

を要望する。

- ① 残高の閾値を引き上げること（最低でも 1,000 万ドル以上）
- ② 円ベース（例：10 億円など）での確認とすること
- ③ 名寄せは行わないこと（各口座ごとの残高確認で足りるとされること）
- ④ 有価証券の評価については各社の基準とすること
- ⑤ 年間に取引（入出金を含む）がなかった口座についても対象外とすること

上記のうち、特に①については、米国在住の米国人が米国外の金融機関を利用して資産隠し・租税回避を行うリスクの高い顧客層として、入念なデューディリジェンスを行うべきは一部の限られた富裕層（Ultra high net worth individuals）にターゲットを絞り込むべきであり、そのための適切な閾値の設定がなされるよう、我が国証券界から強く要望する。

また、③についても、我が国証券会社の事務負担を過度なものとしなないためには必須の条件であることから、併せて強く要望する。

（8）ステップ6：年次再確認

ステップ6では、ステップ5の対象とならなかった口座について、FFI 契約発効後3年目から、以前は高額口座要件及びその他の要件を満たさなかったが前年末日の残高ではその要件を満たす既存口座について、FFI は毎年上記ステップ5を適用し再確認することが求められるが、この事務負担は大きいため、前述のとおり、ステップ5の閾値を最低でも 1,000 万ドル以上に引き上げるとともに、確認スパンを最短でも3年に1度に延長することを要望する。

また、ステップ6の定期的な再確認については、FATCA 制定の発端が、米国在住の米国人が米国外で資産隠し・租税回避を行っていたことに鑑みると、斯かる米国人が米国に資金を還流させる場面に着目してデューディリジェンスの深度に軽重をつけることが、リスクベース・アプローチの観点からも合理的であると考えられる。ついては、ステップ5に該当する顧客のうち、過去1年間に「米国宛の送金があった口座」についてはステップ5のデューディリジェンスを行い、それ以外の顧客についてはステップ4の電子検索を行うこととするよう要望する。

3. FFIによる認証義務

FFIによる何らかの認証の必要性は理解するものの、責任役員が認証内容をすべて検証、確認することは現実的に不可能であり、また、責任役員が負うべき義務について、「経営陣がある行為をなしていないこと」を認証することは極めて困難である。基本的には、ベストエフォートがなされたことをもって免責されるべきである。

以上の点を考慮の上、以下のとおり要望する。

- ① 責任役員が「経営陣がある行為をなしていないこと」を認証する替わりとして、「当該行為を禁止する規定が社内存在すること」を認証することとしていただきたい。
- ② 責任役員を、「最高コンプライアンス役員（Chief Compliance Officer）又はそれと同等の立場にある役員」に限定することなく、各社の状況に応じて、適切な役員を任命することができることとしていただきたい。
- ③ 刑事罰や責任役員個人に対する罰則を設けないこととしていただきたい。なお、QI制度で定められているような、外部の会計事務所などによる監査制度が導入されるのであれば、刑事罰によらずとも、実効性の高い運用を確保することが可能と考えられる。

4. 長期非協力口座

日本においては、顧客本人から事前同意を得ずに個人情報第三者提供することは「個人情報の保護に関する法律」で禁止されている。仮に第三者提供に同意しない顧客が源泉徴収を拒否した場合、FFIが「FFI契約」に基づいて源泉徴収を行うことは、我が国での法的根拠を欠いており極めて困難であると考えられる。

さらに、FATCAでは、最終的に第三者提供の同意が取れない「非協力顧客」の口座を閉鎖することが求められている。証券会社の場合、顧客との間で有価証券の保護預り契約などを締結しており、一方的に契約を解約することは極めて困難である。また、我が国の「社債、株式等の振替に関する法律」上、振替の申請を行うのは減少の記録がなされる人とされていることから、すなわち、IRSへの報告を拒むものが手続きをする必要があり、証券会社から一方的に残高を零にして口座閉鎖を行うことも不可能である。

以上から、第三者提供に同意しない顧客の情報については、日米租税条約上の情報交換条項の枠組みを通じて受渡しを行うこと、及び参加 FFI の

要件から「口座の強制解約」を除外することを要望する。

5. パススルー額

(1) パススルーの基本的考え方

パススルーの考え方については、今回のガイダンスの中身を見る限り、実務上対応可能なものではなく、大変遺憾である。パススルーの基本的考え方として「源泉徴収の対象となる支払に起因する支払とは、源泉徴収の対象となる支払又は源泉徴収の対象となる支払に直接紐付けが出来る支払の何れかとすべき」であると考え。したがって、今回のガイダンスに示されたパススルーの基本的考え方に根本的に反対する。

今回のガイダンスでは、明らかに米国源泉所得でないもの（例えば、我が国証券会社や銀行が発行する証券の利金、配当金など）がパススルー支払に含まれ、源泉徴収対象となるが、我が国証券会社にとっては当該源泉徴収を行えるだけの法的根拠が存在せず、対応不可能であると考え。そもそも斯かる所得に米国の課税権が及ぶ根拠を明確化していただきたい。

(2) パススルー率の算定

多くの金融機関において、保有資産が米国資産か否か、FATCAに規定されるFFIが発行したものの否かといった分別管理は行っていない。パススルー率計算のためだけに、全ての資産についてこのような分類を行うことは実務上困難であり、さらに大半の証券会社が四半期報告書も作成していない中では、FFIが毎四半期のテスト日ごとにパススルー率を計算することは現実的ではない。そのような中、ガイダンスでは「パススルー率を計算及び公表しない参加FFIはパススルー率100%と見なされる。」こととされているが、そもそも実務上困難な計算方法を提示することにより、結果としてパススルー率を100%とみなされるFFIが続出する状況を作り出すことについても、米国の課税権を逸脱していないか極めて疑問を感じる。そうした観点からも、今回のガイダンスに示されたパススルーの基本的考え方には根本的に反対する。

(3) パススルー率の公表

そもそも、金融機関の取引関係は複雑に入り組んでいる。例えば、

ある金融機関が米国資産を算定しようとする場合、他の金融機関のパススルー率が公表されていることが前提となるが、当該「他の金融機関」も、また別の金融機関のパススルー率の公表を待っているケースが存在し得る。つまり、ガイダンスの計算ルールに従えば、複数のFFIが相互に持分や債権を保有しているケースにおいて、相手方のFFIのパススルー率が確定するまで自らのパススルー率が計算できない、という関係が相互に生じ得る。このような取引関係の連鎖は金融界では極めて一般的であり、実務上、パススルー率の計算には難題が多いといわざるを得ない。このように、現状のパススルー率の計算方法には、問題点が多く存在するため、全面的に見直しを行うよう要望する。

6. みなし遵守規定

今回のガイダンスで、みなし遵守規定の具体的内容が示されたことについては一定の評価をしているが、これらの基準では、本来みなし遵守規定の対象となるべき証券会社が除外されることはなく、我が国においては米国人富裕層が租税回避を行うインセンティブが極めて低いにもかかわらず、対象範囲に含まれる証券会社が存在しないという事実上の空文規定となってしまうことが懸念される。

したがって、以下の点について見直しが行われるよう要望する。

(1) みなし遵守 F F I となるための手続き

ガイダンスでは、みなし遵守 FFI となるための手続きとして、「(1) IRS にみなし遵守ステータスの申請をすること、(2) IRS にみなし遵守 FFI と認定される FFI としての認証番号 (FFI-EIN) を取得すること、(3) 3 年おきにみなし遵守 FFI としてみなされる要件を満たしている旨を IRS に認証することが求められる。」とされている。

しかし、元々米国投資と関係のない地域に根ざした我が国の証券会社にとって、定期的（3年おき）に IRS に認証することは、当該証券会社の人員や社内体制を勘案すれば、極めて過大な負担である。

したがって、ガイダンスが求める以上(1)から(3)に求める手続きの廃止若しくは緩和を要望する。

(2) 一定の地域金融機関（ローカルバンク）

ローカルバンクに対する考え方であるが、ガイダンスでは「以下の5項目に当てはまる場合に、拡大関連者グループに属する各 FFI がみなし

遵守FFIとして扱われることに関しての財務省規則を発行する予定である」とされている。

当該5項目のうち、(1)は「通常業務として預金を受入れることを認可・規制されている銀行もしくは類似の組織」とあり、証券会社が除外されていると思料するが、証券会社が除かれる合理的な根拠がないことから、証券会社もこの規定に含めるべきである。

(2)は「拡大関連者グループ内の全てのFFIが同一国で設立されていること」とされている。我が国証券会社の中には、グループ内に海外現地法人を設立している会社が存在するが、当該海外現地法人が、単独でFFI契約を行った場合は、(2)に該当しないこととしていただきたい。

(5)は「拡大関連者グループ内の全てのFFIが、非居住者、不参加FFI、非金融外国事業体の口座を開設もしくは保有しないことを定めた内部規定・手続を実施していること」とされているが、海外転勤により一時的に米国居住者となった顧客の口座を排除しなければならないこととなり、先の「4. 長期非協力口座」で述べた法的理由からも対応不可能であることから、(5)は条件から削除願いたい。

その上で、(5)の代替案として、例えば、① 米国との間で情報交換条項及び特典制限条項が含まれる租税条約を締結している国の規制に服している金融機関であること、② 非居住者の口座開設を原則として認めていない金融機関であること（口座開設後に海外転勤等により非居住者となる場合を除く）、又は③ 顧客の米国向けの送金を取り扱っていない金融機関であること、のいずれかの条件を採用することを提案する。

(3) 参加FFIグループに属する地域限定FFIメンバー

ガイダンスの本項目B「参加FFIグループに属する地域限定FFIメンバー」に定めがある地域限定FFIがみなし遵守FFIとなるためには、同項目の4つの項目に該当した場合に認められることとされている。

しかし、当該4項目のうち、(1)の規定は、「そのFFIメンバーが設立国以外の場所で業務を行っていないこと」とされており、グループ内に海外現地法人をもつ証券会社は要件を満たさないことになるため、当該海外現地法人が、単独でFFI契約を行った場合は、(1)に該当しないこととしていただきたい。

また、(3)及び(4)では、米国口座等の洗い出しや排除等が求められているが、日本に根付いて生活している米国人や海外転勤により米国居住者となった顧客の口座を排除しなければならないこととなり、先の「4. 長期非協力口座」で述べた法的理由からも対応不可能であることから、

(3) 及び(4)は条件から削除願いたい。

その上で、(3) 及び(4)の代替案として、例えば、① 米国との間で情報交換条項及び特典制限条項が含まれる租税条約を締結している国の規制に服している金融機関であること、② 非居住者の口座開設を原則として認めていない金融機関であること（口座開設後に海外転勤等により非居住者となる場合を除く）、又は ③ 顧客の米国向けの送金を取り扱っていない金融機関であること、のいずれかの条件を採用することを提案する。

(4) スタンドアロンのFFIの取扱い

上記(2) 及び(3)では、拡大関連者グループを形成していることが前提となっているが、同グループを構成しない単体のFFIであっても、ガイドラインの条件を満たせば「みなし遵守FFI」として扱われるべきであり、その旨を明確化いただきたい。

7. 米国口座の報告

証券会社にとって、ガイダンスで示された下記(i)～(iv)に示されたそれぞれの金額を報告対象とすることは、FATCAの年次報告のためだけに生じる新たな事務コストであることを考えると過剰であり、あくまでFATCA第1471条(c)(1)(D)に規定する「総入出金額」の報告が認められるべきである。

(ガイダンスで示された金額)

- (i) その口座に振り込まれた配当金の総額
- (ii) その口座に振り込まれた利子収入の総額
- (iii) その口座に振り込まれたその他の入金額総額
- (iv) FFI がカスタディアン、ブローカー、名義人、又は代理人として行動する範囲での資産の総売却額又は総償還額

また、我が国の法制度に基づく証券会社の実務に配慮し、以下の点を認められたい。

- ① 年次報告の際には、FFI が自社において作成する適宜の書面による提出を認めること（顧客向けステートメント自体（和英読替シート付き）の提出も認めること）
- ② 年次報告の対象期間については、必ずしも暦年ではなく、FFI による任意の12か月の期間取りを認めること

- ③ FFI が所在国の法令等に基づき作成する帳票又は顧客向けステートメント上、自国通貨など米ドル以外の通貨で顧客の取引情報を記載している場合には、当該通貨ベースでの報告を認めること

8. 適格仲介人に対する第4章の要件

我が国証券会社は、既に適格仲介人（QI）の資格を取得している社が多く、厳格に運用を行っているところである。

今般のFATCAとQI制度との併用は我が国証券会社にとって二重の負担となることが想定されることから、従来のQIとしての報告とFATCAの報告が二度手間とならないようお願いしたい。

可能であれば、QIの報告を撤廃し、FATCAとしての報告への一本化をお願いしたい。

9. リードFFI

リードFFIについては、FFIグループ内で資本関係はあると言っても、それぞれが別会社であり、基本的には特定個社による申請書の取りまとめ等は困難である。

リードFFIを利用するかどうかは、あくまでも金融機関側が望めばその方法も可能とするオプションと考えるべきであり、各社の事情がそれぞれ異なる中、義務付けるべきものではない。あくまでFFIグループ側に選択権を持たせるべきである。

10. セクションVII

今回のガイダンスではFFI契約の発効日に関する考え方が示されたが、現状では、FFI契約の具体的な中身とそれに伴う権利義務関係が不明確であり、金融機関がFFIとしての役割を遂行するに当たっての事前準備を進められる環境が整っているとは言い難い。また、システム対応に要する時間も必要であることに鑑みると、2013年1月の時点で、FATCA対応を100%済ませておくことは不可能に近いと考える。したがって、十分な移行期間の設定など柔軟な対応を求める。

11. 今回のガイダンスで取りあげられていない点に関する要望等

- (1) 法人口座に関する手続き

今回示されなかった米国法人の口座検出の手続きについては、我が国証券会社にとって、重大な関心事である。

現在、我が国証券会社では、「犯収法」等の法令で定められた本人確認書類に基づき厳格な本人確認を実施しているが、法人顧客の株主等に関する情報は求められておらず、何ら保有していない。

仮に、発行会社に株主名簿等の書類の提出を求めたとしても、我が国の「会社法」に基づき発行会社が株主情報保護の観点から開示を拒否するものと思料される。

したがって、既存の法人顧客については実質保有者の確認は不要とし、新規に口座開設する顧客のうち自己申告で認識したもののみとしていただくことを要望する。

(2) 従業員持株会等

我が国の「各種持株会」、「当該各種持株会で取得した株式を引き出し保有するための専用口座」、「財形貯蓄」及び「ミリオン」について、これらは企業の従業員、役員、取引先企業の福利厚生増進、企業間の関係強化を図ること等を目的として設立された制度であり、FATCAにより防止を図る「財産の海外移転による租税回避」とは全く無関係の組織であるため、FATCAの対象から外していただきたい。

そのための手段として、例えば、これらの口座については、FFIではなく非金融外国事業体(NFFE)として取り扱うこととした上で、前回ガイダンスで示された「実体のある事業」のあるものとして勘案することも考えられる。

なお、持株会の一部で、米国企業の株を対象とするものの中には、既にIRSとの間でWP契約(withholding partnership agreement)を締結しているところもあり、その場合は既に会員が日本の居住者であり、かつ、米国人がいないことを確認済みである場合が殆どである。したがって、WP契約を保持している持株会については、FATCAの施行に伴い追加的な事務負担等が発生しないように特にご配慮いただきたい。

Ⅲ 最後に

これまで、日本の証券会社、金融機関は、米国のQI制度に対して、協力者としての対応を行ってきた。特に、我が国の証券会社、金融機関に対しては、マネー・ロンダリングを防止することを目的とした「犯収法」に基づく厳格な本人確認義務もあり、2001年1月1日にQI制度が施行されて以来、

我が国においては米国人による多額の脱税事件は発生していないものと認識している。

今回示されたガイダンスは、我が国証券会社にとって、依然として負担の重いものとなっていることから、以上に述べた意見・要望を斟酌し、よりよい制度としていただきたい。

また、もし IRS が上記提案に代わる解決策を模索しているのであれば、我々としてはその内容に関する話合いにも、引き続き喜んで応じる予定であることを付け加えさせていただく。

以 上